

[研究2] 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～事例調査を通じて～

本研究では、平成10年度に報告した『児童相談所における被虐待児童に対する処遇実態調査（事例調査）』のクロス分析及び検定等を行い、ケース処遇を困難にする要因や困難度、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、児童相談所内のチームワーク形成の特徴について明らかにすることを目的とした。

その結果、一時保護を行った児童虐待事例の7割以上が、一般的な他事例と比較して困難であると認識されたが、一時保護経験を含む児童相談所との関わりが長期的に繰り返されている実態や、保護者への援助の拒否、施設措置への同意取得の困難、施設への強引な引き取り要求、児童相談所・施設に非協力的、保護者が虐待の事実を認めない等、保護者への対応の難しさがケース処遇を困難にしている要因であることが示唆された。

また、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成については、「保護者への援助等に対する拒否」の有無が大きく影響していることが明らかになった。担当職員は、「保護者への援助等に対する拒否があった」場合、多くはひとりで援助していくことに困難を感じ、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成を求めていたことが示唆された。

これらの結果、被虐待児童事例は他の事例に比べて困難と認識されている割合が高く、それは主として「保護者の拒否」によるところが大きいことがわかった。また、職員そのものも多くの援助を必要としていることが示唆され、保護者の拒否に対応する制度的担保とともに、児童相談所内部のチームワーク体制及び関係機関とのネットワーク体制の整備が必要と考えられた。

[研究3] 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～処遇困難事例に関する質問紙及びヒアリング調査を通じて～

本研究は、今年度実施した調査に基づく研究である。前年度の研究結果を踏まえ、対応に苦慮した虐待事例について事例研究を行い、児童相談所内の体制、関係機関とのネットワーク、担当者の職務状況、特に時間的・心理的負担についてヒアリングを実施し、虐待事例におけるより詳細な連携状況や処遇上職員が感じている点について分析を深め、現状と今後の課題を考察することを目的とした。

調査時期は平成11年9月～平成12年2月。質問紙は郵送法で行い、回収後ヒアリングを実施した。全国の児童相談所のうち、都道府県、中央とそれ以外、専門職採用、政令指定都市のバランスを勘案し、20か所を対象として選定し、平成10年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護し、次の4つの条件を原則としてすべて満たす事例を各所1事例選定してもらい質問紙とヒアリングを行った。①併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。②保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。③事例検討会や連携した対応を頻繁に行った事例。④児童の年齢（当時）は、小学校入学以前の幼児であった事例。

調査票は、事例の概要、関わりの時系列記述、事例の総括の3つに大きく分かれ、事例の総括の主な内容は、関係機関とのネットワーク、保護者への対応、所内の体制、担当者の負担感、虐待事例対応における制度的課題であった。その結果、以下の点が確認された。

(1)他機関とのネットワーク形成については機能的な面があり、成功すれば効果を発揮するが、一方で、関係者間の処遇方針や事実認識の違いにより意思疎通が困難になったり、トラブルや過度のプレッシャーがかかる逆機能も発生しがちであり、多くは児童相談所が中心となって関係する最少量の機関と連携をとりつつ援助を行っている実態であった。

(2)保護者との関係においては、保護者が調査や面接に協力的でない場合、担当者の時間的・心理的負担が大きいことが確認できた。

(3)担当者をサポートする所内体制とスーパービジョンに関しては、所内で担当者をサポートする

体制や複数体制ができている事例がある一方、児童福祉司が中心となって相談員や心理判定員と連携をとりつつ対応している場合がほとんどであり、特に担当の児童福祉司が事例を抱え込まざるを得ない状況のなかで苦悩、葛藤を抱えている事例が多くみられた。

(4) 担当者は、いずれの事例でも、時間的・心理的負担を感じており、時間的負担感としては、人員の絶対数の不足からくる担当ケースの多さに加え、関係機関との連絡調整に多くの時間を費やしている。また、原則は複数担当制であっても、実際には担当者のみがケースに対応している場合も多く、事例によっては、所内での相談が、システム上存在しても活用できていない場合もあった。心理的負担感としては、保護者の同意取り付けや引き取り要求への対応の過程でストレスを受けている状況であり、休日・夜間の対応も必要となる虐待事例の特性からも負担感が生じていることが確認できた。

(5) 最後に制度面での課題として、保護者が調査・指導に任意で対応している状況では効力に欠けることから、児童相談所の権限の法的整備や、児童相談所のみで対応するのは無理であるとして、保護後の子どもと親へのケア機関の充実、家庭裁判所や警察をより積極的に有効活用ができる制度改革を望む声が多く出された。

以上のように、今年度は、昨年度に実施した全国の児童相談所に対する運営実態調査及び事例調査（個票調査）の分析、処遇困難事例20事例に関する質問紙及びヒアリング調査の分析の3つの研究を実施した。いずれの調査も、児童相談所及び個々の職員が、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実情を浮かび上がらせている。また、困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方に渡る改善事項も指摘されている。これらを含め、今年度研究においては、児童相談所における児童虐待対応の実際と課題について多面的に浮かび上がらせることができた。

児童ソーシャルワーカーは、子の権利と親の権利という両側の谷の間の細い尾根道を縦走する登山家にもたとえられる。それは、児童の福祉に携わる専門職であるソーシャルワーカーの宿命ともいえるが、現状は、この尾根道は狭く、また、整備不良である。尾根道を拡充・整備し、登山家の負担を軽減することが求められる。それが行政の責任である。とともに、登山家たるソーシャルワーカーも、その技術を磨く努力を惜しんではならない。児童虐待に関する制度研究と臨床研究が必要とされている。

最終年度は、今年度調査について詳細な分析を進めるとともに、これらの3調査を統合し、先行研究や他の研究成果も踏まえつつ、児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について総合的考察・提言を行うこととしている。

[研究①] 児童相談所における児童虐待への取り組みの実態

A. 研究目的

平成10年度、厚生省と共同して「児童虐待に対する児童相談所の取り組みの実態」に関する調査を実施しその概要が厚生省から報告されたが、本研究では、昨年度において未集計となっている児童福祉主管課対象分及び児童相談所対象分の内の自由記述部分について整理を行うとともに、昨年度の調査結果についてさらに詳細な分析・考察を加えることにより、児童相談所の取り組みの実態をより明確にし、制度運用上の課題を整理することを目的とした。

B. 研究方法

昨年度、厚生省と共同実施した調査の概要是以下のとおりであり、今年度は、その詳細な分析を行った。

1. 都道府県・指定都市児童福祉主管課対象調査
都道府県・指定都市の児童福祉主管課に対し、通告義務等に関する広報・啓発活動の状況や立入調査に係る事務手続き、夜間休日における一時保護所への受け入れ状況、その他要望事項等についてアンケート用紙を送付、回答を得た。

2. 児童相談所対象調査

原則として平成9年度に厚生省報告例に「虐待」として計上した事例の取り組み状況、機関連携やチーム体制の状況、死亡事例の概要、その他要望事項等についてアンケート用紙を送付、回答を得た。

C. 研究結果～調査結果の概要

調査票の回収状況は、都道府県・指定都市児童福祉主管課59ヶ所、児童相談所174ヶ所であり、いずれも回収率は100%であった。調査結果の概要及び考察は、以下のとおりである。

1. 児童福祉主管課対象調査

(1) 通告義務等に関する広報・啓発活動の状況

広報・啓発活動を行っているところが48ヶ所(81.4%)、行っていないところが11件(18.6%)であった(表-1)。広報・啓発の具体的な内容では、手引きやハンドブックの作成(27ヶ所)が最も多く、次いでリーフレットやパンフレットの作成(23ヶ所)、都道府県広報誌への掲載(20ヶ所)、市町村への広報依頼(7ヶ所)、ラジオ・テレビによる広報(7ヶ所)、講演会やシンポジウムの開催(7ヶ所)等となっており、多様な広報啓発活動が展開されているといえる(表-2)。

(2) 立入調査に係る事務手続き

任用時に身分証明書を交付し平素携帯させている都道府県・指定都市が実施予定を含め56ヶ所(94.9%)、立入調査の指示権限を児童相談所長に委任しているところが委任予定を含めて53ヶ所(89.8%)であった(表-3、表-5)。「委任を考えていない」と回答したところについても、3ヶ所は既に事務決裁規程等により立入調査の指示権限を児童相談所長の専決事項と定めており、事実上は児童相談所長に委任されているに等しく、これらを含めると56ヶ所(94.9%)の都道府県で児童相談所長が立入調査の指示権限を有していることになる。なお、残り3ヶ所は「委任しなくても迅速な指示が可能」と回答していた(表-4、表-6)。

(3) 夜間・休日における児童の一時保護所への受け入れについて

身柄付き通告と虐待ケースのみ夜間・休日に受け入れた児童相談所が1ヶ所、これらに限定せず必要なケースは全て受け入れた児童相談所が59ヶ所(98.3%)であった。いずれにしろ、虐待ケースについては、全ての都道府県・指定都市において児童を受け入れている(表-7)という結果であった。

2. 児童相談所対象調査

(1) 相談の受付・処理状況

受理件数が5,570件、処理件数が5,352件であり、218件が年度末において未処理となっていた。処理種別では、施設入所措置が1,166件(21.8%)、里親委託が32件(0.6%)、面接指導3,622件(67.7%)（うち児童福祉司指導272件、5.1%）、その他532件(9.9%)であった。全ケー

スにおける平均処理比率は、施設入所措置が7.1%、児童福祉司指導が1.1%であり、虐待ケースでは、他のケースに比べ施設入所措置が約3倍、児童福祉司指導も約5倍であった（表-8）。

（2）通告・相談受理時の対応

「臨時の受理会議」を開催しているところが62ヶ所（35.6%）、「即日管理者に報告・相談させる」ところが、64ヶ所（36.8%）、「ケースにより受理会議、ケースにより管理職」としているところが17ヶ所（9.8%）であった。「その他」（20ヶ所）と回答した児童相談所のうち、最も多かったのは「必要に応じ会議を開催」（13ヶ所）、次いで「必要に応じ随時管理職に相談」（2ヶ所）であった。「虐待対応班を設け、通告の受理後直ちに虐待対応班で検討している」と回答した児童相談所が1ヶ所あった（表-9）。

（3）立入調査件数（平成9年度実施分）

厚生省は、いわゆる第434号通知や第13号通知等により、保護者の協力が得られない等必要な場合は躊躇なく立入調査を行うよう指導しているが、平成9年度における立入調査件数は、8児童相談所で16件であった（表-10）。

（4）一時保護・一時保護委託の状況

一時保護・一時保護委託件数は1,647件で、うち1,386件（84.2%）が一時保護、261件（15.8%）が一時保護委託であった。平成9年度における受理ケース全体に占める一時保護・一時保護委託の比率は平均5.4%であるのに対し、虐待ケースでは受理件数の30.0%が一時保護・一時保護委託となっていた（表-11）。

（5）法第28条、法第33条の6及び保全処分の申立て状況

児童福祉法第28条に基づく申立てが61件、法第33条の6に基づく申立てが2件、保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立てが12件であった。決定内容は、第28条で認容、却下、係属中、取下げが、それぞれ37件（60.7%）、1件（1.6%）、7件（11.5%）、16件（26.2%）、第33条の6で認容1件、却下1件、保全処分で認容6件（50.0%）、取下げ6件であった。申立てから結審までの所要平均期間は、第28条では平均4.

6ヶ月、保全処分では2ヶ月であった（表-12）。

（6）施設入所後の対応

①保護者への対応苦慮の状況

強引な引き取り要求等、平成9年度において保護者への対応に苦慮した児童相談所は87ヶ所、件数は237件にのぼっている。対応に苦慮したケースを持たない児童相談所が半数ある反面、対応に苦慮したケースを抱えたところはその多くが複数の対応困難ケースを抱えていた（表-13）。

②施設との連携

（7）施設在籍児童数（平成10年11月1日現在）

平成10年11月1日現在、施設在籍児童数は67,609人、うち「虐待」を主たる理由として入所した児童が4,399人で、全体の6.5%であった。本調査では、あくまで「虐待」を主たる理由として施設入所した児童数をカウントしており、実際はこれよりも多くの被虐待児が入所していると思われる。ちなみに、高橋ら¹¹は、児童養護施設入所児童に関する調査で、新規入所する児童の約2割に相当する児童が入所措置後初めて虐待を受けていたことが判明している旨の報告を行っている（表-14）。

（8）施設との定期的な情報交換

施設からの定期的な報告については138ヶ所、79.4%の児童相談所が徴収していたが、年2回以上徴収しているところは37ヶ所、21.3%にとどまっていた。また、報告徴収を行っていないか無回答のところも36ヶ所、20.6%みられた。また、施設への定期的な訪問調査を実施している児童相談所は130ヶ所、74.7%であった。訪問回数は、年1回が89ヶ所、68.5%が最も多かった（表-15、表-16、表-17、表-18）。

また、施設からの定期的な報告徴収と施設への定期的な訪問調査とのクロス集計では、厚生省の指導どおり「定期的訪問及び年2回以上の報告徴収」を行っていたのは32ヶ所（18.4%）にとどまり、「年1回の定期的訪問、年1回の報告徴収」が53ヶ所（30.5%）と最も多かった。次いで「定期的訪問をせず、年1回の報告徴収」が16ヶ所（9.2%）、「定期的訪問を行うが報告徴収せず」が11ヶ所（6.3%）、「定期的訪問も報告徴収も行っ

ていない」が11ヶ所(6.3%)という状況であった。一方、定期的訪問、報告徴収とともに年12回以上行っているところも3ヶ所あった（表-19）。

(4) 施設との必要に応じた連携

事例検討会議において検討された児童数は全体で11,174人、在籍児童数の16.5%となっているのに対し、被虐待児童については、1,376人、全被虐待児童の31.3%となっており、被虐待児童の場合、他の児童に比し事例検討会議に付される率が高くなっていた。また、児童相談所が施設に対し技術的支援を行った児童数についても、全体では15,134人(22.4%)であるのに対し、被虐待児童は2,003人(45.6%)と多かった。さらに、児童相談所の精神科医や心理職員が治療・指導を行った児童も、全体では4,247人(6.3%)であるのに対し、被虐待児童は834人(19.0%)と約3倍の高率となっていた（表-20）。

(7) 施設入所措置解除及び里親委託解除の状況

平成9年度に施設入所措置された児童数は1,166人、同年度施設入所措置を解除された児童数は710人であった。児童養護施設における児童全体の新規入所件数、措置解除件数はそれぞれ6,248人、6,129人（平成9年度厚生省報告例）となっており、入所、退所のバランスがほぼ保たれているのに対し、被虐待児の場合、入所より退所が少なくなっていた（表-21）。解除の理由として親子関係の改善が236人(33.3%)と最も多かったが、他は自立・就職99人(14.0%)、措置変更137人(19.3%)、保護者を変えての引き取り30人(4.2%)、虐待者との離婚・別居に伴う家庭引き取り16人(2.3%)等、いずれも他施設への措置変更か虐待者以外による引き取りとなっていた（表-22）。

なお、親の引き取り要求にやむなしとして家庭引き取りさせる、いわゆる強制引き取りが112人(15.7%)、児童が家庭復帰を強く希望したことによる措置解除が11人(1.5%)みられた。

(8) 解除後の指導状況

解除後の指導では、フォローアップを行わなかつたとする回答が195件(27.3%)と最も多く、次いで児童福祉司指導が124件(17.5%)であった。また、児童福祉司指導と併せて児童委員や保

健センター、福祉事務所等地域の関係機関に指導を委託・依頼した事例は67件(9.4%)にとどまっていた（表-23）。

(9) 機関連携

①他機関との定例的な会議の開催状況

定例的な会議を開催している児童相談所が91ヶ所(52.3%)、開催していないところが73ヶ所(42.0%)であった（表-24）。

②個別事例における機関連携

個別事例における援助の各段階で児童相談所が機関連携を図った機関で多いもの上位3つを調査したが、啓発活動では、福祉事務所、学校、児童委員の順となっていた。相談・通告、調査、指導では、いずれも学校、福祉事務所、保育所・幼稚園の順であった。また、一時保護では学校、福祉事務所、警察、施設入所時では児童養護施設、福祉事務所、学校の順であった。全体的に、学校や保育所・幼稚園など児童に日常的に接している機関及び福祉事務所との連携が多かった。一時保護については警察との連携も多かったが、これは身柄付き通告に伴う警察による一時保護所までの移送によるものと思われる（表-25）。

③警察との連携

児童や児童相談所の担当者等への加害に備えるためには、警察との連携は極めて重要であり、厚生省も第434号通知や児童相談所運営指針等での旨指導を行っている。平成9年度に受理した事例で警察との連携を図ったのは135ヶ所、532件であり、児童相談所の77.6%、受理した虐待相談の9.6%となっており、児童相談所の多くが警察との連携を図っていた。連携の内容で最も多かったのが通告に伴うものであり(95ヶ所、全児童相談所の54.6%)、次いで立入調査に向けた事前協議(45ヶ所、25.9%)、家庭引き取り後の見守り(41ヶ所、23.6%)の順であった（表-26）。

(10) チーム体制の有無

状況により複数職員で対応している児童相談所が138ヶ所(79.3%)と最も多かったが、18ヶ所(10.3%)の児童相談所においてチーム体制がとられていなかった（表-27）。

3. 「自由記述」結果の概要

(1) 立入調査

被疑事実がなかった場合における免責規定がないことや、調査拒否にあった場合の調査の実効性の担保が不明確なことへの戸惑いに関する意見が多く出された(29件)。また、警察官等による同行・立会等、警察の協力や弁護士、医師等関係機関との連携に基づく立入調査が必要とする意見が多く出されており(34件)、児童相談所だけで立入調査を決断することや立入調査権行使することへの当惑感が強く窺えた。

さらに、立入調査の実施と保護者への指導が同一機関で行われることの矛盾を指摘する意見も多かった(11件)。また、マニュアルや事例集等により立入調査権行使の判断基準を明確にすべきだという技術面での支援を求める意見も多かった(14件)。なお、法第28条申立ての前提としての立入調査だけではなく、事実関係の確認のための調査にも拡大すべく明文化を求める意見も6ヶ所から出されていた(表-28)。

(2) 法第28条や法第33条の6等の法的対応

申立てから審判終結までの期間が長過ぎるとする意見が非常に多かった(54件)。また、一時保護委託が長期化することによる施設側の財政負担を懸念する意見も多かった(11件)。さらに、弁護士との連携が図れる体制整備を望む声も多かった(30件)。また、これら法的対応を行ったケースにおいては、保護者を指導・治療ベースにのせるのが困難なことから、司法機関によるケア受講命令を望む意見も多かった(19件)(表-29)。

(3) 警察との連携

警察との連携が不可欠とする意見が39件、立入調査への同行を望む意見が18件と、警察との連携を強く望む意見が多かったが、一方で、警察と児相の虐待に関する認識の差(42件)や警察による対応のばらつき(6件)を指摘する意見も多かった(表-30)。

(4) その他の機関連携

「関係機関の円滑な連携を図るにはネットワークの構築が必要」とする意見が多かった(41件)。しかし、現実には前述したように、ネットワーク構築の素地となる関係機関との定例的な会議を開

催している児童相談所は約半数にしか過ぎない。

また、通告や保護者へのケア等で保健所、医療機関との連携の必要性を指摘する意見も多かった(12件)。なお、保育所、学校は通告に消極的という意見も9件みられるが、前述の警察との連携においても虐待の認識に関する警察と児相間の意識の差や警察間の対応のばらつきを指摘する意見が多く、必ずしも機関連携がスムーズにいっているとはいえない現状が窺える。また、機関連携は必要としながらも、プライバシーの保護に懸念を表す意見が9件みられた(表-31)。

(4) その他の意見・要望

スタッフの充実・強化といった児童相談所の体制強化を求める意見(22件)、親権制限の強化や強権機能と援助機能の分離、保護者の精神的ケアのための受講命令など、法律の抜本的整備を求める意見(24件)、関係機関や国民への啓発の必要性を指摘する意見(12件)、研修会の開催等国の技術的支援を求める意見(6件)、施設の体制強化を求める意見(8件)などが多く出された(表-32)。

D. 考察

児童相談所における虐待相談件数が急増するなか、児童相談所による適切な対応が喫緊の課題となっている。このため、厚生省も、児童福祉法改正をはじめ、適切な法運用に向けた通知の発出、児童相談所運営指針の大幅改定、子ども虐待対応の手引きの作成等を通じて、児童相談所の取り組み強化に向けた施策の充実を図っている。今回の調査は、これらの施策が都道府県・指定都市の児童福祉主管課及び児童相談所の取り組みにどのように反映されているかその実態を把握することにより、今後の施策のあり方検討に資することを目的に実施したものである。その結果、次のような事柄が明らかとなった。

1. 虐待問題に関する広報・啓発活動

児童虐待への対応では早期発見・早期対応が肝要であり、そのためには国民の虐待問題への正しい理解と通告義務の周知が不可欠である。このため、厚生省では平成10年3月、通知(「児童虐待に対し緊急に対応すべき事項について」平成10年3月31日付児企第13号厚生省児童家庭局企画課長)

通知。以下「13号通知」という。)を発出し、都道府県は国民の通告義務について自ら広報・啓発に努めるとともに、より住民に身近な市町村においてもあらゆる媒体を通じて周知を図るよう指導及び協力依頼するよう求めている。

今回の調査では、約8割の都道府県で手引きやハンドブックの作成、リーフレットやパンフレットの作成、都道府県広報誌への掲載など、多様な広報・啓発活動が展開されていることが判明したが、厚生省が指導している市町村への広報依頼は7ヶ所にとどまっていた。また、自ら広報・啓発を行っていない都道府県が約2割もあった。平成11年度、厚生省では住民啓発用のビデオ及びパンフレットを作成したが、これらの積極的活用も含めて一層の広報・啓発活動が望まれる。

2. 組織的対応

(1) 通告受理時の対応

通告受理時においては、迅速な対応に加えて、緊急介入の要否判断や対応方針の決定等について客観性がより強く求められることから、厚生省では13号通知や児童相談所運営指針等を通じて、通告受理した場合における即日の受理会議の開催や管理者への報告・相談等、今後の対応方針に関する即日の機関決定を行うよう求めている。

今回の調査では、「臨時の受理会議の開催」、「管理者への即日の報告・相談」、「ケースにより受理会議、ケースにより管理者への報告・相談」等、その対応は多様であるが、概ね対応方針に関する組織的決定がなされていることがわかった。なお、「その他」と回答した20ヶ所の児童相談所のうち15ヶ所が「必要に応じ会議を開催するか管理職に報告させている」旨の回答を行っているが、会議に諮ったり管理職に報告すべきかどうかは担当者の恣意的な判断に委ねられていると考えられ、すべての虐待事例について組織的決定がなされるよう改善する必要があるものと思われる。

(2) チーム体制

虐待事例への介入に当たっては、リスク度の判定や緊急保護の要否判断等においてより高度な客観性が求められること、職員に対する保護者の加害等の危険性があること等から、複数職員によるチーム体制による対応が不可欠であり、厚生省で

は13号通知や児童相談所運営指針等においてこの旨の対応を求めている。今回の調査では、一部の児童相談所を除き、概ねチームによる対応がなされていることがわかった。

3. 立入調査

平成9年度、8児童相談所において16件の立入調査が行われている。迅速な立入調査に向け、厚生省は434号通知(「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」平成9年6月20日付児家 434号厚生省児童家庭局長通知。以下「434号通知」という。)を発出し、迅速な立入調査に向け、立入調査時に携行する吏員の身分証明書の平素携帯及び立入調査の指示権限の児童相談所長への委任を指導している。今回の調査においては、いずれも概ね実行されていることが明らかとなった。なお、厚生省では、434号通知及び13号通知等により、児童の福祉を最優先して必要な場合における立入調査の積極的実施を図るよう求めているが、今回の調査の自由記述では、①被疑事実がなかった場合における免責規定がないこと、②調査拒否にあった場合の調査の実効性の担保が不明確なこと、③警察や弁護士、医療機関との連携が不十分な中で児童相談所だけで立入調査を決断・実行せざるを得ないこと、④立入調査の実施と保護者への指導が同一機関で行われることに矛盾があること、⑤立入調査権行使の判断基準が不明確であること等、立入調査に対する当惑感が強く表明されており、運用、制度の両面において検討すべき課題の多いことが示唆された。

厚生省が平成11年3月に作成した「子ども虐待対応の手引き」では、立入調査の要否判断の基準や立入調査の留意事項等について詳しく説明しており、今後本手引きの積極的活用により運用面での改善が期待される。

なお、法第28条の申立てを前提とした立入調査だけではなく、事実関係の確認のための調査にも拡大すべく明文化を求める意見も6ヶ所から出されている。厚生省は434号通知で、立入調査は必ずしも法第28条の承認の申立てを行った場合だけではなく、虐待の事実の蓋然性、児童保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案し、第28条の申立ての必要性を判断するための調査についても可能だとする弾力的解釈を示したが、運用解釈のみならず法律上の明文化についても検討

が必要と思われる。

4. 一時保護、一時保護委託

受理件数に占める一時保護・一時保護委託の比率は、虐待事例の場合、他の事例に比べ約6倍も高く、虐待事例における問題の緊急性、深刻さを伺わせる結果となっている。なお、夜間・休日における被虐待児童の一時保護所への受け入れについては、すべての都道府県で受け入れが可能であった。

5. 法第28条、法第33条の6の申立て

法第28条の申立てが急増しているのに対し、法第33条の6の申立ては依然少ない。今回の調査で初めて保全処分申立て件数が明らかになったが、その状況は12件であった。同申立ては、本来第33条の6の申立てを本案とするものであるはずであり、本調査において本案が保全処分申立てより少ない理由は不明である。434号通知では第28条を本案とした事件で保全処分が認容された判例を参考として掲げており、これを踏まえて第28条を本案とした保全処分が増えたとも考えられるが、今後は、保全処分申立ての前提となる本案の内訳についても調査する必要があるものと思われる。

本申立て制度に関する自由記述では、申立てから審判終結までの期間が長過ぎるとする意見が非常に多く出されており、また、弁護士との連携が図れる体制整備を望む意見や司法機関によるケア受講命令を望む意見も多かった。

厚生省は13号通知で、審判が長期化する場合は児童養護施設への一時保護委託について積極的に検討するよう述べているが、一時保護委託が長期化することによる施設側の財政負担を懸念する意見も多かった。厚生省は親権者の強引な引き取り要求があった場合には、一時保護又は一時保護委託に切り換えるとともに、第28条の申立てを行うよう13号通知や児童相談所運営指針等で指導を行っていることも考慮すると、今後ますます長期の一時保護委託事例が増加するものと思われる。特に、入学支度金や教材費等教育関係諸経費は現行の委託単価に積算されておらず、早急に対応策を検討する必要があるものと思われる。

6. 処遇

虐待事例では、他の事例に比べ施設入所措置が

約3倍、児童福祉司指導が約5倍も多くなっており、虐待事例における問題の深刻さと多くの労力が割かれていることをあらためて窺わせる結果となっている。

7. 施設入所措置後の対応

(1) 対応苦慮の状況

約半数の児童相談所が、強引な引き取り要求等保護者への対応に苦慮している。しかも、対応に苦慮した事例を抱えたところは、その多くが複数の対応困難事例を抱えていた。一方、対応に苦慮した事例を持たない児童相談所も半数ある。このような児童相談所間格差の背景には、児童相談所側の姿勢の違いもあるのではなかろうか。つまり、児童の福祉を最優先して取り組んだ結果、親との対立構造が不可避であった児童相談所がある一方で、親の主張に妥協してしまっている児童相談所もあるのではないか。さらに、親との信頼関係の構築に向け粘り強いソーシャルワークを開拓した児童相談所がある一方で、そのような努力が不足しているところもあるのではなかろうか。いずれにしろ、さらなる実態の把握と児童相談所間格差是正に向けた指導が必要と思われる。

(2) 施設との連携の状況

児童相談所運営指針では、措置した児童の経過を把握するため、児童福祉施設等から児童の養育状況に関する報告を年2回程度徴し、また定期的に訪問したり、合同で会議を行う等相互の連携を十分図ることとされている。

これに対し、報告を年2回以上徴し、定期的に施設を訪問している児童相談所は32ヶ所(18.4%)にとどまるとともに、いずれも全く実施していないところが11ヶ所(6.3%)みられるなど、措置した児童の把握が十分行われているとは言い難い現状が浮かび上がってきた。今後、その原因等について詳細な調査が必要と思われる。

また、事例検討会議における検討、児童相談所による施設への技術的支援、児童相談所の精神科医や心理職員による治療・指導等、児童相談所と施設が連携を行った事例の比率は、被虐待児童の場合、いずれも他の児童に比し数倍も多くなっており、必要に応じて児童相談所が施設と連携を図るべく努力していることがわかった。

8. 措置解除および措置解除後のフォローアップ

他の事例では、年間の新規施設入所措置件数と措置解除件数がほぼ同数であるのに対し、虐待の措置解除件数は新規入所措置件数の約6割にとどまっており、施設入所期間の長期化を示唆する結果となっている。家庭環境調整や児童処遇の困難さを物語っているといえよう。

措置解除の理由は、親子関係の改善が約3割で最も多くなっているものの、他は自立・就職、措置変更、保護者を変えての引き取り、虐待者との離婚・別居に伴う家庭引き取り等、いずれも他施設への措置変更か虐待者以外による引き取りであり、虐待者との親子関係の再構築の困難さを物語っている。

なお、親の引き取り要求にやむなしとして家庭引き取りさせる、いわゆる強制引き取りも15%にのぼっている。これらは、措置解除の合理的な理由なしにやむなく解除したものであるが、高橋ら²⁾は、強制引き取りにより家庭復帰した殆ど全ての児童が施設入所前と同程度もしくは重度の虐待を受け、3分の1が施設への再入所を余儀なくされていると報告しており、これら家庭復帰後のリスクを考慮すると、強制引き取りを避けるべきことは言うまでもない。もとより、法第28条の承認に基づき入所措置をとった事例については引き取りを拒否できることを厚生省は434号通知により明らかにしているが、親権者の同意による入所措置であっても引き取りが不適当と判断される場合であって、親権者が強引に引き取りを主張する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取とともに、一時保護又は一時保護委託に切り替え、速やかに法第28条の申立てを行うよう「児童虐待対応の手引き」では述べており、今後この旨の徹底を図ることが必要である。

庄司ら³⁾は乳児院の退所児童についてその後の死亡事例を把握し、これらを踏まえ退所後1年が特にハイリスクな時期であることを指摘している。乳児院のみならず、いずれの施設であっても家庭引き取り後の一定期間は不安定な時期であることに変わりはない、一定期間のフォローアップが必要なことは論を俟たない。

しかし、現実には、解除後フォローアップを行わなかったとする回答が195件(27.3%)と最も多くなっている。措置解除したすべての事例が虐待親の元に帰っているわけではないが、たとえ他の

施設への措置変更であっても、児童にとっては環境が激変し、精神的にも不安定になりがちなことから、フォローアップは必要と考えられる。

また、家庭引き取りのケースについては、とりわけインテンシブなフォローアップが求められるが、これを児童相談所だけで行うには限界があること、加えて機関連携に基づく多面的・総合的な支援が必要なこと等から、児童福祉司指導と併せて児童委員や保健センター、福祉事務所等地域の関係機関に指導を委託・依頼することが妥当と考えられる。しかし、児童福祉司指導と並行した他機関への指導の委託・依頼した事例は約1割にとどまっており、フォローアップにおける機関連携の必要性について一層の周知が必要と考えられる。

9. 機関連携と地域ネットワーク

個別事例における具体的な連携や役割分担については、実務者レベルによる随時の処遇検討会議（ネットワーク会議）において決定されることになるが、これら機関連携を効果的かつ円滑に行うためには、関係機関による定例的な会議を開催し、各機関間で児童虐待問題に関する認識の共有化を図り、地域に根ざした対応策を協議するとともに、各機関の機能や限界等について相互に理解し合い、信頼関係を樹立することが重要である。また、虐待の早期発見・早期対応を図るためにも定例的な情報交換の場が必要となる。

機関連携に関する自由記述では、虐待に関する各機関間の認識のズレが機関連携の大きな障壁となっているとし、関係機関の円滑な連携を図る上でネットワークの構築が必要とする意見が多く出されていた。しかし、現実には、ネットワーク構築の素地となる関係機関との定例的な会議を開催している児童相談所は約半数でしかなく、その原因の把握と効果的な対策が検討課題となろう。また、今後は各事例の必要性に応じた随時の処遇検討会議（ネットワーク・セッション）の開催状況等についても把握する必要があるものと思われる。

10. その他の課題

その他自由記述では、虐待事例に適切に対応できるための条件として、児童相談所や施設の体制強化が必要とする意見が多く出されており、現状

集計結果

1. 都道府県・指定都市 児童福祉主管課対象

表-1 都道府県・指定都市における広報・啓発の状況

	箇所数	%
行っている	48	81.4
行っていない	11	18.6
合 計	59	100.0

表-2 広報・啓発の内容（複数回答）

内 容	箇 所 数
手引き、ハンドブックの作成	27
リーフレット、パンフレットの作成	23
都道府県広報紙への掲載	20
市町村に広報依頼	7
ラジオ、テレビでの広報	7
講演会、シンポジウムの開催	6
関係機関連絡会議等において理解を求める	4
その他 (ポスターの作成、事例集の作成、インターネットによる広報等)	4

表-3 立入調査時に傾向する身分証明書の交付状況

	箇所数	%
任用時に交付、平素携帯	57	96.6
立入調査の都度交付	2	3.4
合 計	59	100.0

※「任用時に交付、平素携帯」には11年度からの実施予定1ヶ所を含む

表-4 任用時に交付、携帯させていない理由

立入調査の必要なケースがない	1ヶ所
無記入	1ヶ所

表-5 立入調査指示権限の委任状況

	箇所数	%
委任している	46	77.9
委任する予定	7	11.9
委任は考えていない	6	10.2
合 計	59	100.0

表-6 立入調査指示権限を委任しない理由

事務決裁規程等により児童相談所長の専決事項としているため	3ヶ所
委任しなくても迅速な指示が可能	3ヶ所

の児童相談所や施設では限界に来ていることを示唆する結果となっている。法制度のあり方と併せて、児童相談所や施設の体制のあり方についても検討していく必要があろう。

[註]

- 1) 高橋重宏ほか 「児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究」 『平成9年度日本子ども家庭総合研究所紀要』 第34集 日本子ども家庭総合研究所 1998
- 2) 高橋重宏ほか 「児童養護施設入所児童の強制引き取りに関する研究」 『平成10年度日本子ども家庭総合研究所紀要』 第35集 日本子ども家庭総合研究所 1999
- 3) 庄司順一ほか 「乳児院における被虐待児の実態および乳児院退所後の問題」 『平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第5/6）』 1999

表-7 夜間・休日における児童の一時保護所への受け入れ状況

	箇所数	%
身柄付き通告と虐待ケースのみ	1	1.7
警察からの身柄付き通告のみ受け入れ	0	0.0
上記に限定していない	58	98.3
受け入れていない	0	0.0
合 計	59	100.0

2. 児童相談所対象

表-8 虐待相談の受付・処理件数

		件数	%
受理件数		5,570	—
処理件数	施設入所措置	1,166	21.8
	児童養護施設	925	17.3
	乳児院	160	3.0
	児童自立支援施設	21	0.4
	情緒障害児短期治療施	28	0.5
	その他の施設	32	0.6
処理件数	里親等委託	32	0.6
	面接指導	3,622	67.7
	助言指導	1,854	34.7
	継続指導	1,382	25.8
	他機関あっせん	114	2.1
	児童福祉司指導	272	5.1
その他	その他の	532	9.9
	合計	5,352	100.0

表-9 即日の機関対応の実態

	箇所数	%
臨時に受理会議を開催している	62	35.6
即日管理職に報告・相談させている	64	36.8
ケースにより受理会議、ケースにより管理職	17	9.8
その他の	20	11.5
必要に応じ受理会議	13	
必要に応じ管理職に相談	2	
虐待対応班を設置しており、即日対応班で検討	1	
その他	4	
無回答	11	6.3
合計	174	100.0

表-10 立入調査件数(平成9年度実施分)

16件 (8カ所)

表-11 一時保護・一時保護委託件数

	件数	%
被虐待児童一時保護件数	1,386	84.2%
被虐待児童一時保護委託件数	261	100.0
児童養護施設	176	67.5
乳児院	37	14.2
児童自立支援施設	5	1.9
情緒障害児治療施設	0	0.0
障害児関係施設	2	0.8
その他施設	4	1.5
警察署	9	3.4
その他	23	8.8
不明	5	1.9
合計	1,647	—

表-12 28条、33条の6 及び保全処分の申立件数

28条申立			33条の6申立			保全処分申立		
申立件数	61件	100.0	申立件数	2件	100.0	申立件数	12件	100.0
認容	37件	60.7	認容	1件	50.0	認容	6件	50.0
却下	1件	1.6	却下	1件	50.0	却下	0件	0.0
係属中	7件	11.5	係属中	0件	0.0	係属中	0件	0.0
取下げ	16件	26.2	取下げ	0件	0.0	取下げ	6件	50.0

表-13 保護者への対応苦慮の状況

あり(237件)	87カ所	50.0%
1件	39	
2~4件	32	
5件以上	16	
なし	83カ所	47.7%
無回答	4カ所	2.3%
合計	174カ所	100.0%

表-14 施設在籍児童数

施設在籍児童数	67,609人
内被虐待児童数※	4,399人
比率	6.5%

※「虐待」を主たる理由として施設入所した児童数

表-15 施設からの定期的な報告徴収の有無

	箇所数	%
報告徴収している	138カ所	79.4%
報告徴収していない	22カ所	12.6%
無回答	14カ所	8.0%
合計	174カ所	100.0%

表-16 施設からの定期的な報告徴収の頻度

	箇所数	%
年1回	88カ所	63.8%
年2回	16カ所	11.6%
年3~5回	11カ所	7.9%
年6~11回	0カ所	0.0%
年12回~	10カ所	7.2%
無回答	13カ所	9.5%
合計	138カ所	100.0%

表-17 施設への定期的な訪問調査の有無

	箇所数	%
定期的訪問を実施している	130カ所	74.7%
定期的訪問を実施していない	30カ所	17.2%
無回答	14カ所	8.1%
合計	174カ所	100.0%

表-18 施設への定期的な訪問調査の頻度

	箇所数	%
年1回	89 箇所	68.5%
年2回	19 箇所	14.6%
年3~5回	5 箇所	3.9%
年6~11回	2 箇所	1.5%
年12回~	5 箇所	3.8%
無回答	10 箇所	7.7%
合 計	130 箇所	100.0%

表-19 定期的報告収の状況と定期的訪問の状況に関するクロス集計

		定期的報告収							
		年1回	年2回	年3~5回	年6~11回	年12回~	実施せず	無回答	合計
定期的訪問	年1回	53 (30.5)	8 (4.6)	7 (4.0)		4 (2.3)	10 (5.7)	7 (4.0)	89 (51.1)
	年2回	8 (4.6)	3 (1.7)	2 (1.1)		3 (1.7)	1 (0.6)	1 (0.6)	19 (10.9)
	年3~5回	3 (1.7)		1 (0.6)				1 (0.6)	5 (2.9)
	年6~11回	2 (1.1)							2 (1.1)
	年12回~		1 (0.6)			3 (1.7)		1 (0.6)	5 (2.9)
	実施せず	16 (9.2)	2 (1.1)	1 (0.6)			11 (6.3)		30 (17.2)
	無回答	6 (3.4)	2 (1.1)					16 (9.2)	24 (13.8)
合 計		88 (50.6)	16 (9.2)	11 (6.3)		10 (5.7)	22 (12.6)	27 (15.5)	174 (100.0)

()内は%

表-20 必要に応じ施設と児童相談所が連携を図った児童数及びその割合

	児童数	% (※)	内被虐待児	% (※※)
事例検討会議で検討された児童数	11,174	16.5	1,376	31.3
児相が技術的支援を行った児童数	15,134	22.4	2,003	45.6
児相の精神科医、心理職が指導・治療	4,247	6.3	834	19.0
その他の形態で連携を図った児童数	7,973	11.8	664	15.1
不 明	22	0.0	—	—

※ 必要に応じ連携を図った児童数の施設在籍児童数全体に占める割合

※※必要に応じ連携を図った被虐待児童数の施設在籍被虐待児童数全体に占める割合

表-21 措置解除・里親委託解除件数

	件 数	%
児童養護施設	447	63.0
乳児院	151	21.3
児童自立支援施設	33	4.6
情緒障害児短期治療施設	29	4.1
障害児関係施設	16	2.3
その他施設	6	0.8
里親委託	28	3.9
合 計	710	100.0

表-22 措置解除・里親委託解除の理由

	件数	%
親子関係の改善	236	33.3
親の引取要求に児相がやむなしと判断	111	15.6
親の引取要求に施設がやむなしと判断	1	0.1
その他の解除理由	223	31.4
自立・就職	99	14.0
保護者を変えて家庭引取	30	4.2
虐待者との離婚・別居により家庭引取	16	2.3
児童が強く家庭復帰を希望	11	1.5
養子縁組成立	6	0.8
成人施設へ入所	6	0.8
他児相へケース移管	8	1.1
28条申立により一時保護委託	4	0.6
その他	43	6.1
措 置 変 更	137	19.3
満年齢による施設変更	44	6.3
施設不適応による施設変更	34	4.8
里親委託	23	3.2
経過良好のため施設変更	6	0.8
就労・自立に向けての準備	2	0.3
その他	28	3.9
不 明	2	0.3
合 計	710	100.0

表-23 措置解除・里親委託解除後の指導状況

	件数	%
児童福祉司指導として指導を継続	124	17.5
児童福祉司指導以外で指導を継続	72	10.1
児童委員に指導を委託	1	0.1
福祉事務所に指導を委託	33	4.6
その他の機関に指導を委託・依頼	62	8.7
他児相に指導を依頼	22	3.1
出身施設に指導を依頼	11	1.5
その他	29	4.1
児相の指導と並行して他機関に指導を委託・依頼	67	9.4
その他のフォローアップ	30	4.2
フォローアップを行わなかった	195	27.3
保護者が拒否	15	2.1
人的余裕なし	15	2.1
その他	165	23.1
措置変更	129	18.1
合 計	713	100.0

表-24 他機関との定例的な会議の開催状況

	箇所数	%
定例的に会議を開催している	91	52.3
定例的に会議を開催していない	73	42.0
無回答	10	5.7
合 計	174	100.0

表-25 個別事例における機関連携（複数回答）

	1 位	2 位		3 位	
		%	%	%	%
啓発活動	福祉事務所	65.5	学校	63.8	児童委員
相談・通告	学校	71.8	福祉事務所	70.7	保育所・幼稚園
調査	学校	80.5	福祉事務所	73.0	保育所・幼稚園
一時保護	学校	66.7	福祉事務所	58.0	警察
指導	学校	66.1	福祉事務所	63.2	保育所・幼稚園
施設入所時	児童養護施設	66.7	福祉事務所	48.3	学校

表-26 警察との連携の内容（複数回答）

	箇所数	%
通告	95	54.6
一時保護する際の同行	29	16.7
一時保護中の引取要求に備えるための事前協議	13	7.5
立入調査に向けた事前協議	45	25.9
家庭引取後の見守り	41	23.6
施設入所中の引取要求に備えるための事前協議	12	6.9
家庭引取後の対応に向けた事前協議	22	12.6
立入調査時の同行	8	4.6
一時保護中の引取要求への対応	18	10.3
施設入所中の引取要求への対応	29	16.7
その他	31	17.8
連携したケースなし	35	20.1
無回答	4	2.3

※比率の母数は 174カ所

表-27 チーム体制の有無

	箇所数	%
チーム体制をとっていない	18	10.3
状況により複数職員で対応	138	79.3
その他	16	9.2
無回答	2	1.1
合 計	174	100.0

表-28 立入調査に関する自由記述

主 要 な 記 述 事 項	件
①調査権の行使にとまどい	49
被疑事実が確認されなかった場合の免責規定がないこと、調査を拒否した場合の強制力が不明確であり、実効性に乏しい	29
施設入所措置前提の立入であり、確認のための調査にも幅を広げるための明文化が必要	6
立入調査権行使の判断基準を明確にしてほしい（マニュアル、事例集等）	14
②警察官等による同行・立会い等の協力が必要	28
③立入調査の実施と保護者への指導が同一機関で行われることに矛盾	11
④関係機関との連携による立入調査	6
○警察、弁護士、医師等の関係機関と連携しながら調査を行うと実行性があがる。	6

表-29 28条や33条の6等の法的対応に関する自由記述

主 要 な 記 述 事 項	件
①申立から審判終結までの期間が長いことへのとまどい	70
速やかな対応を	54
審判終結までの期間が長期化した場合、一時保護委託先の施設の財政負担が大きい。	11
審判終結までの期間が長期化した場合、長期にわたる児童の一時保護は通学保障、養育環境等から好ましくない。	5
②弁護士との連携が図れる体制整備が必要	30
③保護者を指導・治療ベースにのせるのが困難。審判結果にケア受講命令を課すべきである。	19
④事例集やマニュアル等により申立の判断基準を明確化してほしい	8

表-30 警察との連携に関する自由記述

主 要 な 記 述 事 項	件
①警察と児相では虐待に認識の差がある。共通の認識が必要	42
②警察との効果的でスムーズな連携は不可欠	39
③立入調査に同行してほしい	18
④警察からの通告を受けることで家庭に関わる根拠が明確になる	6
⑤警察署によって対応にばらつきがあるので、警察本部から徹底を図るべき	6

表-31 その他の機関連携に関する自由記述

主 要 な 記 述 事 項	件
①関係機関の円滑な連携を図るためのネットワークの構築が必要	41
②通告、保護者の治療等で保健所、医療機関との連携が重要	12
③機関連携は必要であるがプライバシーの保護に懸念	9
④保育所、学校は通告に消極的	9
⑤児童委員（主任児童委員）との連携がもっと必要	7
⑥ネットワーク構築のための研修経費が必要	6

表-32 その他の意見・要望

主 要 な 記 述 事 項	件
①法制度の抜本的整備	24
親権制限、保護者の精神的ケアのための受講命令等を含めた法律の抜本的整備が必要	15
児相が介入、指導・治療を行うことに矛盾。権能を分離すべき	7
虐待の定義の明文化が必要	2
②児童相談所の体制強化	22
スタッフの充実・強化を図るべき	22
③啓発	12
医師、学校等関係機関への通告義務等の啓発を積極的に行うべき	8
国民への啓発	4
④施設の体制強化	8
職員の最低基準の見直し	4
情短施設の整備	2
児童養護施設への心理職員の配置	2
⑤トラウマへの対応のための研修会等を国において開催	6

[研究2] 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～事例調査を通じて～（II）

A. 研究目的

児童相談所が対応した被虐待児童に関する相談・通告実件数は、平成2年度の1,101件から平成10年度には6,932件と8年間で6.3倍に激増している。児童相談所はその対応に相談・通告実件数以上に多くの時間とエネルギーを費やしていることが指摘されている。これに対応し、行政施策としても、この間、児童虐待ケースマネジメントモデル事業（平成8年度）、「子ども虐待防止の手引き」の作成（平成8年度）、児童虐待に関する児童福祉法の運用改善通知の発出（平成9年度）、児童福祉法改正による児童虐待等処理困難事例への対応の強化（平成10年度から）、「子ども虐待対応の手引き」の作成（平成10年度）、児童虐待問題地域住民啓発ビデオ・パンフレットの作成、家庭支援体制緊急整備促進事業（平成11年度）などの対応が行われており、児童相談所における被虐待事例に対する対応の強化が求められている現状にある。

しかしながら、児童虐待事例の中心的機関となるべき児童相談所における児童虐待への対応の現状把握は十分ではなく、特に所内における各種専門職員のチームワーク体制及び警察や家庭裁判所、保健・医療機関等とのネットワーク体制の実情及びその課題の把握はこれまで十分になされていない。このため、地域や関係機関からは児童相談所の対応に不満が多く、また児童福祉の各般の問題に対応する行政機関である児童相談所としても、児童虐待のみに多大の時間とエネルギーを割くことが困難なため、児童虐待ネットワークの形成がなかなか進展しない現状にある。

そこで、児童相談所が対応した児童虐待事例について、相談・通告から処遇終結までの専門職の関わり、関係機関との連携の有り様を中心に分析し、児童虐待への児童相談所の関わりの実態について明らかにし、その問題点を改善することにより、児童虐待への効果的な処遇システム、ネットワーク・システムを構築するための基礎資料を得ることを目的として調査研究を実施することとした。

今年度は、昨年度報告に、被虐待児童の処遇を困難にする要因や困難度、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、児童相談所内のチームワーク体制の特徴についてクロス分析を通じて明らかにされた結果を加筆し、研究報告書としての完成版を作成した。

B. 研究方法

調査の概要は以下のとおりである。

1. 調査対象

全国174ヶ所（調査日現在）の児童相談所（以下「児相」とする。）を対象に、平成9年度に受理した児童虐待事例（『養護相談』の中の『虐待』に分類された事例）5,352件のうち、当該年度中に一時保護（委託一時保護のみの事例を除く）を行った事例すべてを対象に行った。なお、当該年度中に2回以上一時保護を行った場合には、調査時点から最も近い一時保護について回答してもらった。

調査対象事例を一時保護事例に限定したのは、当該事例には処遇困難事例が含まれ、他職種及び多くの関係機関の関わりがみられると想定したためである。

2. 調査方法

平成10年10月～11月にかけて質問紙による郵送調査を行った。調査内容は、事例の概要、一時保護前の専門職、関係機関の関わりの状況、一時保護中の専門職、関係機関の関わりの状況、一時保護解除後の状況および専門職、関係機関の関わりの状況、当該事例に対する所内のチーム体制、当該事例の困難度等であった（調査票及び記入要領等については前年度報告書参照）。

C. 研究結果～調査結果の概要

調査票の回収児相数は168ヶ所で回収率96.6%、回収調査票は1,331票、うち有効回答は1,245票で有効回答率は93.5%であり、郵送法による調査としては回収率が極めて高かった。また、厚生省児童家庭局と共同で実施した「児童相談所